住宅政策に関する旧建設省の行政官達の認識について

――日本住宅公団設立過程分析の一環として―

結びにかえて実施中の政策に対する認識住宅問題全般に対する認識はじめに

四三

、はじめに

いても、 生した公団住宅に対しては、後に「遠・高・狭」とする評価が定着することとなり、三本柱の中では最も厳しい評価 九五五年は、 公庫・公営・公団のいわゆる三本柱が出揃ったという点で、 五五年体制成立の年として今後も歴史的意義を持ち続けるといえるが、 意義ある年である。 これらのうち、 住宅政策という一領域にお 最も遅く誕

に曝されてきたといえる。だが、こうした評価は主に分譲住宅について妥当するものであり、

賃貸住宅については、

上崎

哉

営成績がよい」と、肯定的な評価がなされているのである。また、公団住宅という一つの居住スタイルをわが国 たらしたという点でも、 企業としてのパーフォーマンスを示す営業利益は毎年三○○○億円台を創出しており、とくに賃貸住宅部門での それなりの評価がなされてしかるべきであろう。

改組されると、 る。 給からは 公団と統合され都市•基盤整備公団へと機構改革がなされると、 及び関西文化学術研究都市といった、 理手法が積極的に用いられたのである。 ではなかった。 およそ五○年の時を経て、 いられてきたという側面があることも否定しえないのである。ところが、 施行権限が与えられ、 このように、 このように、 拙稿において明らかにしたように、「住宅建設」という制約を強く受けつつも、 ほぼ撤退することとなっ 賃貸住宅の直接供給もまた、 まず、 とりわけ賃貸住宅に対する評価が高い公団であるが、果してきた役割は単に住宅の供給に止まるもの 日本住宅公団は、 分譲住宅の供給からは原則的に撤退することとなった。更に、二○○四年に都市再生機構 設立当初から宅地供給主体という側面も有しており、 住宅地以外の造成にも手を広げるようになった。 旧公団はその名称から「住宅」という二文字を失ったのみならず、事業としても、 住宅供給をその業務の柱としながらも、 たのである。 日本を代表する新都市の開発にも名を連ねているのである。 更に、 一定の条件の下においてのみ行うこととされたのである。 昭和三二年の法改正によって、 鉄道事業者としての顔も持つようになったのである。 また、多摩ニュータウン、 次々と新たな業務も引き受けてきたのであ 一九九九年一〇月に都市基盤整備公団 新都市づくりをモットーに、 水面埋立事業及び工業団地造成事業の 都市政策における便利屋として用 筑波研究学園都市 つまり、 加えて、 土地 発足 住宅供 ま

では、 なぜ旧公団はこのように便利屋的な存在として扱われ、 最終的には直接的住宅供給からほぼ手を引くことと あった。

なっ や政治的影響を受け易い体質が備わっていたとも理解できるのである。 されてきたという説明がなされるのであろう。 たのであろうか。 勿論、 公式には、 そ の時 だがその一方で、そもそも設立の経緯から、 マの 社会状況の変化に適切に対応するために、こうした機構 公団には社会状況の 改革 が

政権交代と、保守合同との丁度狭間に位置するものである。 数を占めてい 1) たちの抵抗を打ち破ることに失敗した吉田首相は、 立されたのは昭和三○年の盛夏のことであるが、これは政治史的に見れば、 た吉田 このように考えられる理由を示すために、 政権は終焉を迎えることとなり、 ないにもかかわらず政権を樹立できたのは、 新たに発足したのは少数与党である鳩山民主党政権であった。 簡単にその その座を去ることを余儀なくされた。こうして、 成立過程を振り返っておくことにしよう。 早期解散を条件として両派社会党が支持に回 昭和二九年の暮れ、 吉田自由党政権から鳩 解散権行 使に対する自由党所属議員 日本 山民主党政 戦後 住宅公団 国会で過半 つ 時代を築 たからで が 設 0

11

は昭 なっ 変化を予感させる鳩 た政策を次々と打ち出していっ このように、 和三〇年三月に実施された総選挙の重要な争点になったのである。 ては何とか回復しつつあったが、 更に、 他党もこぞって住宅政策の推進を積極的に掲げ、 実質的には選挙戦がスタートしていたことから、 山 内閣 から住宅政策の推進 た。 住に限ってはまだまだ困窮している状況であった。 住宅政策の推進もその中に含まれてい が 打ち出され たのであるから、 第一 それをメディアも活発に報じたことから、 次鳩山内閣は、 たのであるが、 国民の期待は否応なしに高まることと 発足当初から支持獲得を目的 そのような状況にお 当時の わ が 国 は 住宅政策 衣 食に て、

届

団法案は成立することとなったのである。

対の声 なかった。 て期待された新公社・公団の設立は危ぶまれたのであった。 が大きかったのである。 このため、 鳩山内閣の一大看板ともいえる住宅政策の推進にも黄色信号がともり、 ただ、 最終的には、 保守合同 野党自由党が抵抗したのみならず、 への流れが形成されることで抵抗も弱まり、 とりわけ、 旧 建設省内部にも反 その 日本住宅公

ある。 組織が設立されたかについて明らかにしていきたい。 こで我々は うした側面が、その後も解消されることなく、 このように、 すなわち、 その設立過程において作用した政治的影響力について深い注意を払いつつ、 日本住宅公団の設立は、 その誕生の時点から強い政治的影響のもとにあったと考えられるのであり、 そもそも政治的な支持獲得の手段とされたという経緯を経たもの 現在の都市再生機構にまで引き継がれたとも考えられるのである。 なぜ日本住宅公団のような 旧公団が有していたこ だ ったの そ で

脚するが故に、 限られた一定のわく内で、 建設戸数主義という方針のもと、住宅政策を推進してきたとされる。建設戸数主義とはすなわち、「より多くの住宅を 関する古典的研究としては、 施 金 たてるために、 0 では、 導入が可能となるので少なくとも建設戸数としては投資効率が良いことから、 が 重視されてきたのだというのである。 かにして明らかにしていくかであるが、まず先行研究を見ておくことにしよう。 投資額の割に建設戸数が増加しない公営住宅の建設は手控えられることとなる。その一方で、 より多くの公的資金を投資するということではなく、 建設戸数を増大させるということ」であるとされる。そして、こうした建設戸数主義に立 第一に、 渡辺洋三のものが挙げられるであろう。渡辺によれば、 「家賃が高くなっても建設戸数を増大することの方が重要である、 公的資金の投資額の方はあまりふやさな 住宅金融公庫や住宅公団とい 日本住宅公団設立過程 戦後わが国 の 政 民間資 いで、 府 と政

制定された点に現れているというのである。

保しているのである。

向にはむかわず、 府 は考えたのである。 公団住宅の新設という方向にむかうことをよぎなくされた」と、 かくて、 建設戸 、数主義のもとでは、 政 府 施策賃貸住宅の増大政策も、 渡辺は説明するのである。 公営住宅の拡充という方

ない てい 法をほぼ一貫して用いていると考えられる。 の個人的人格のそれに比すことができるのであろうか。 思決定を行う単一のアクターとみなしえるかという問題である。果たして、 ただ、ここで我々には一つの疑問が生じることとなる。 のである。 るのは、 国会における答弁にほぼ限定されており、 すなわち、 政府内で集約された上で表明された意思のみを資料とすることで、 というのも、 ただ、この点について渡辺は、こうしたモデルに整合的 個々の官僚が記したものや大臣の談話等は全く用いられ その疑問とはすなわち、 彼がその論文において政府の表明した意思として取り上 政府によってなされる意思決定は 政府を、 方法論的な整合性 定の主義に基づい て意 は て 確 個

府は立法に消極的だっ 限界がまず現れているのは、 このように、 彼は方法論の上では一貫しているといえるが、 た が、 国民により近い立場にある政党は積極的であった。そしてこのことが、 公営住宅法制定過程に関する彼の記述であろう。 そこにはやはり限界があると言わざるを得な 渡辺によれば、 建設戸数主義の 議員立法として 故に政 そ

で を急がなければならなかったという事情があっ **、ある。** だが、 渡辺のように政党の果した役割を高く評価することは難しいのであり、 また、 公営住宅法が議員立法とされたのは、 先に軽く触れたように、 日本住宅公団の設立に際しても政府内において対立が生じているのである。 旧厚生省との間 たからであり、 で所管争い 決して政党が主導したわけではない が生じたことから、 単に政府内の事情がそうさせただけなの 旧 建設省としては立 いのである。 つま 法

は、 におい の名前を明らかにすることになるであろう。 山さんの政治家としての力ですよ」という南部哲也の発言を、そのまま受け入れてしまっているのである。 とするならば、渡辺のように政府を単一のアクターとみなすことは、方法論として適切なものとはいえないであろう。 していることである。 ところが、 ていた行政区域の限界を乗り越えるというのが、 本住宅公団設立過程に関しては、二つの点で不十分だといえる。第一に、その設立を必要とした最大の要因について、 大本の その後八○年代に入ると、 て彼の業績は高く評価されており、 研究の第二の 大本は、 連の研究の後半において、 ーの中で詰め切れていないのである。すぐ後に原田純孝も指摘しているように、 インタビューでこの点について質問したにもかかわらず、ごまかされてしまっているのである。 問題点は、 「政治感覚からいって、 大本圭野による一連のインタビューの力作が発表されていった。 住宅政策が政治課題となるにあたって重要な役割を果した一人の政治家の名を落と 住宅政策が注目を浴びるきっかけを作った、 そうした評価は妥当なものと思われる。 やや大袈裟な表現をさせてもらえば、 国民のニーズがそこにあるということを察知したからです。 日本住宅公団設立を促したそもそもの理由と考えられるのである。 ただ、 鳩山 住宅政策の歴史から抹殺され 本稿で扱おうとしている日 郎とは異なる一 東京都の公営住宅が抱え わが国の住宅政策研 人の政 だが、 それは鳩 我々

宅の問 るために、 研究が公にされている。 その .題が、 当初は首都圏住宅管理協会という組織の設立が計画されたが、 大本の研究が単著に纏められようとしている間に、 同 公団の設立を促した第一 渡辺と同じく日本住宅公団の設立過程のみを扱ったものではないが、 の 要因であっ たとするのが、 渡辺と大本の研究を総合するようなかたちで、 原 田 そこに、 の結論である。 民間資金の導入と宅地開発機能の そして、 東京都の抱える公営住 この 問 題 原 田

た一人の政治家の名を蘇らせることになるのである。

付加という要因が働いたことから、 最終的に日本住宅公団という機構が設立されたのだとされる。

かである」と主張しているのである。 来の公営のうちの上層向けのものは公団にまわし、 設戸数主義という方針を採用していたとする点で、 論において、 いては、 こうした彼 また、 その方が、 旧厚生省と旧建設省というアクターを分離した議論を展開している。だがその一方で、 問題があるといえる。 の理解は、 財政負担を抑えつつ建設戸数をかせぐ意味でも効果的である-われわれが最終的に到達する理解にかなり近いものといえる。 というのも、 確かに原田は、 渡辺の研究をそのまま踏襲しているのである。 公営住宅は低所得者向けのものであることを一層はっ 大本の 研究を踏まえ、 だが、 という点にあったことは明ら 例えば公営住宅法 彼の研究は、 「政府 わが 玉 の きりさせる 制 意図 の 特に方法 政 定過 府 が 従 建

と思われる政府の単一 のである。 旧厚生省をアクターとして区別しており、 政府を単 ものといえるであろうか。 だが、 大本の研究を利用する一方で、 — の とするならば、 アクターとして処理することが正当化されていたと言えよう。 性は放棄されてしまっているのである。 そこには多数のアクター 先述のように、 その議論の根幹に建設戸数主義を据えるという原田の方法は果たして妥当な 更に退職後の個々の行政官に対するインタビュ 渡辺の場合、 が想定されていることになり、 国会における政府答弁のみを資料として扱うことによって、 ところが、 建設戸数主義の前提をなしてい 原田 ーも積極的に利用している の場合には、 旧 建設省と

で議 た難点を乗り越えることが、 このように、 論を展開すべきであろうか。 日本住宅公団の成立過程に関する先行研究には、 我々 第一 0 に我々に要求されることは、 課題となる。 では、 先行研究の 何れも難点があると言えるのである。 政権交代の影響を明らかにすることであるといえ 難点を乗り越える為に我々はどのような枠組み そこで、こう

政 作用した結果設立されたのが日本住宅公団であると考える方が、 なるほど、 と考えられる。やはり、 を見たということもありえるであろう。 一策が公約の目玉として打ち出されたのである。そして、 先に簡 可能性としては、民主党が日本住宅公団法案を既に成案として温めており、 単 に纏めたように、 政権交代以前から行政官達によってある程度の案が作成されており、そこに政治的な影響 政 権交代は実現したものの、 だが、 一九五五年という時代を考慮に入れると、こうした可能性 その結果として設立されたのが日本住宅公団なのである。 近く選挙が より現実に近いといえるであろう。 実施されることになっていたことから、 それが政権交代と共に陽の目 は 低 ŧ

する。 ならない存在でもあるのである。 であるという可能性もありえるであろう。 住宅公団は非常に多様な性格を与えられた機関だったのであり、それが旧言 すために、 によって構想されていた案を明らかにするかであろう。 心とする他の諸アクターによって繰りひろげられるものとして捉えることとする。 作業はこれだけで一つの意味があるものと言えるので、 れた役割のなかで、 続けて方法論につい そこで我々は、 すなわち、 まずは旧建設省の行政官達によってどのような案が構想されていたかを明確に示してみたい。 日本住宅公団設立過程のうち、政権交代以前について詳細に論じることが、 まず日本住宅公団成立過程の政策過程を、 最善を尽くすよう義務づけられていることも確かなのである。 て論じていきたい すなわち、 が、 だがその一方で、 壮大な構想を描くことは妨げられないにしても、 次に論じなければならない そこでまず、 本稿はこの部分に主に焦点を当てて議論を展開することに 行政官とは、 旧建設省の行政官という単一のアクターと、 大枠から示していきたいが、 、のは、 明確な所掌事 建設省の行政官達の壮大な構想に基くも どういった方法で旧建設省の行政 更に、 務の範囲内で活動 政権交代の影響を明確に示 本稿の課題となる。 行政官としては、 先述の様に、 心なけ そして、こ 政治家を中 与え れば Ė 官達

う。 宅問題に対し、 範囲内で抱いていたものとに分けて議論することにする。そして、 本 所掌事務に関連する認識については、 一稿では、 旧建設省の行政官達が非常に幅広い関心を示し、 行政官達が 抱 7 ていた認識に関し、 主に住宅金融公庫と公営住宅について、 広く住宅問題全般につい かつ壮大な構想を抱いていたことが示されるであろ 前者については第二節で論じるが、そこでは、 て抱 1) 第三節で論じることとした てい たものと、 所掌事· 務 住

10

時報』、 宅法が制定されることにより、 て 識を示す資料はとりわけ重要なものとなる。 から昭和三○年代前半までのものを用いることとしたい。 次に用いる資料であるが、 いるものであり、 第七巻第一号) 我々のもう一つの関 その時点での具体的な問題認識が現れていると考えられるのである。 になるが、これは予算案がほぼ作成されようとしている時点で、 心が、 広範な問題認識は短期間で変化するものではないと考えられるので、 わが国の住宅政策は一定の体系が構築されていたと考えられるからである。 政 権交代の影響を明らかにすることにあるので、 予め挙げておけば、 なぜ、 昭和二六年以降とするかといえば、 師岡健四郎「新年における住宅行政の抱負」 その直前期における行政官 次年度の構想について語 およそ昭 この年に公営住 ただそ 和 一六年

官以外によるものは論拠を示す資料としては採用しない。 政治家等による発言も多くなされているといえる。 料に限定を付すことにしたい。 1) る資料 更に、本稿での我々の は 原則 的 に旧 課題が旧建設省の行政官達の認識と構想を明らかにすることにあることから、 建設省の行政官が当時 第 に、 確かに住宅問題については、 直接関 ただ我々の関心が行政官の認識を示すことにあることから、 わったものに限定することとする。 更に、ここで言う行政官とは、 行政官のみならず、 市井の 原則的に旧建設省住宅局及 すなわち、二点におい 人物、 論拠として用 研究者そし 行政 て 7

研究所の研究員による著述も含まれている。

び首都建設委員会事務局の行政官に限定しておきたい。 著作については、 建設と衛星都市を視野に入れた新都市開発にあったからである。 こうした限定を外すこととした。 すなわち、 というのも、 論拠を示すために用いる資料の中には、 ただ、これらの行政官達との共同研究とみなしうる 設立当時における住宅公団の主要な役割が住宅 地方公務員

た理由 拠を示すための資料からは外すこととする。 構成されてい は、 のといえる。 資料からは除外することとする。 やはりそれから逸脱した見解を示すことは回避する傾向がある。 から 認識というものは時間と共に変化するものであり、とりわけ行政官の場合、 論拠を示すために用いることはしない。 にも拘らず、 る 『昭和の住宅政策を語る』(日本住宅協会、 わが国の住宅政策研究においてこれまで余り用いられてこなかったが、これも同様に、 先述のように、 確かに大本による著作は資料的な価値は高いものであるが、こうし また、 住宅政策を担当した行政官に対するインタビュ 一九九二年)もまた、 そこで、 回顧的な資料もまた論拠を示すため 大本の著作と同等の価値を持つも 公的な意思決定がなされた後に ーによって 論

筆に際してそれらを参考にしてないということでもない。 目 にどこに焦点を当てるべきかを知るためにも、 的が当時の行政官達の認識を知ることにあるので、 ただ、このように資料に限定を付すことは、 当然他の資料も参考にしなければならない その他の資料の価値を一段低いものと見るということでもない 敢えて論拠に示す資料からは除外することにしたいのである。 個々の行政官達が当時語っていたことの意味を理解 ものである。 だが、 本稿 更 執

新規需要が大きかったからである。

二、住宅問題全般に対する認識

許すものではなかった。というのも、 の住宅不足の解消が彼らにとって大きな課題だったのである。ところが、 から、世帯数に比して住宅の数が足りない、 である。 住宅政策の推進については、 では旧建設省の行政官達は、それについてどのような認識を抱いていたのであろうか。 他の省庁が関与がない訳ではないが、 住宅の供給が中々進まない一方で、 すなわち、住宅不足の状況にあると認識していたといえる。そして、こ やはりその中心に旧建設省があったことは確 当時の状況はこうした課題の達成を容易に 住宅の喪失や世帯数の増加によって生じる 第一にマクロな視点

ぼる」とされていたのである。 ら、「火災、風水害、震災その他によって全焼、全壊または全流失した戸数は平均して年間約二八、○○○千戸にの を増大させる要因としては、災害によって喪失される住宅の存在が第一に認識されていた。戦争による国土の荒廃 これらのうち住宅供給については後述することとして、まずは需要面についてみていくことにしよう。年々の需要

ら日本の都市が木造建築物を主体とすることに原因して……専ら延焼により損害が大きくなってい」た。このため、 であった。 あった。なぜ、木造建築が問題視されていたかといえば、それがとりわけ火災による被害拡大につながっていたから そして、この問題との関連でしばしば指摘されていたのは、 わが国では、「火災に対する注意〔が〕、諸外国の例に比較して格段に行き届いている」にも関わらず、「専のが国では、「火災に対する注意〔が〕、諸外国の例に比較して格段に行き届いている」にも関わらず、「専 わが国の住宅構造の問題すなわち木造建 築の 問 題

目標として設定されており、

不燃化の必要性が強く主張されているのである。そして、この不燃化の促進については、 建築物の構造を逐次木造から不燃構造に切替えるだけで、 火災損耗の大半を減少させることができるであろう」と、 旧建設省においても明確

政府施策住宅を評価する際の一指標としても用いられていたのである。

あ」ると認識されていたのである。政上の大きな問題となっているが、 力性を与えることになるであろう」という認識までが示されていたのである。 れており、 伐は、この儘の状態で進めば十年乃至十五年後には、 更に、木造建築物に関連して指摘されていたのは、木材資源の問題である。「戦時中以来山林殊に私有針葉樹林 それによって「わが国の狭隘な国内市場を充実させ、これら そして、こうしたこともあって、木造からコンクリート構造等への転換が主張 この事は住宅政策及び建築政策の上からも真剣に反省しなければならぬ 一般用材の供給源が全く涸渇するに至るものと見られ、 〔鋼材・セメント〕の工業に企業としての 大問題で 山 林行 :の過

質が低下して」しまっていたのである。 ば、 あ ちょうど戦争中に木造建築物としての要修理時期に入ったにかかわらず、 ことは確実視されていたのである。 め に代表されるように、 ったため、本来ならば未だ耐用命数が 加えて、建築物としての住宅の質の低下から、 その耐用年数も当然短いものであり、 長期に亘っ て住宅の用に供されていたはずである。 戦後建設された住宅の相当数は、 一

方 更に、 充分あるにかかわらず、維持修理を欠いたために構造的に耐 戦前に建設された住宅は建築物としては良質だったのであり、 戦後十年が経過する頃になると、それらが早晩利用できなくなるであろう 賃貸住宅の場合には、 住宅戸数の減少には拍車がかけられていた。 一時しのぎのバラックとしかいえないものであった。 ところが、「戦前住宅建築の最盛期に建てられた建築物 地代家賃統制令の影響から、 当時の資金 ・資材の状況から修理が不能 第一に、 その家賃では修 用年 応急簡易住宅 限が 本来であれ 近付き、

あるとも認識されていた。

すなわち、

既に生じている都市部とりわけ大都市への人口集中がその後

このように、

人口

問

題につい

ては、

第一

に国全体の

問

題として認識されてい

たが、

それと同時

に

地

域

的

(も継続)

そ

れ

が

0

である。

費用さえまかなえない ま っていたのである。 更に、こうした住宅の質の低下が、 状況であった。 このため、 多くの住宅は修理を受けることなく、 災害の被害拡大に結びついているという問題も認識されて その耐用年数を徒に縮め てし

15

たのである。

年 者を多数抱えこまざるをえなかったからである。 は 因として認識されていたのである。 口につい このように、 どのような理由で世帯数が増加するとされたかといえば、 %の割合で増加するとされていたのである。 ては、 相次ぐ住宅の喪失が住宅不足の解消を遅らせていると考えられていたが、 旧厚生省人口問題研究所の予測が常に用い まず日本全体という視点から、その増加は不可避であると認識されて 第二に、 第三に、 人口増加に伴う必然的な増加も認識されていた。 戦後のわが国の家制度の改正という要因も指摘されてい られており、 第一 に、 敗戦による国土縮小により、 それによれ ば 戦後われ 世帯数の が 国 増 の 海外かり 人 加もまた負 口 は らの 将来の人 貫して た。 引 の た で 揚

に、 帯数ないしは人口 を極力阻止する」 人口拡散政策が主張されてい そして、 ント 口 | Щ 島博 ル ために「産児制限を政策として積極的且つ大胆に実行すること」であるとか、 が したいけれども直接的にコントロ の問題は、 「根本的には人口 住宅問題を構成する重大な要素であると考えられていたのである。 たのである。 |問題の解決なくして住宅問題の完全な解決は望みえない| ただ、 川島自身 1 ルしうる変数ではないと考えられていたのである。 「(建設省のプロパ ーの仕事ではない そのため、「人口 移民による国 と述べるように、 と断っ ているよう 的 世 な 加

ちほぼ三十年後に現在人口の倍となる計算である」との予測が常に参照されていたのである。 三万人の夫々増加であった」との現状認識がなされていた。一方将来に関しても、 種 ており、「近年に於ける東京都の人口増加は極めて顕著で、昭和二六年度三七万人、二七年度三二万人、二八年度三 東京都 Þ の 都 (全域)の人口は昭和三十五年九百二十四万人、同四十五年千百三十万人、同五十五年千二百六十万人、即 市問題がもたらすであろうことが認識されていたのである。 なかでも、 首都東京への人口集中は問題視され 旧厚生省人口問題研究所による

半である」という現象が生じていたとされるのである。 本の後進性、 接地域)に雇よう源が存在し、東京以外にはめぼしい雇よう源の存在しないためである。 その状況を一層悪化させていると考えられていた。すなわち、東京への人口集中が著しいのは、「東京 れ得なかった人口は、都市へと向わざるを得ないと認識されていたのである。更に、東日本という東京の立地条件が、 大を考慮に入れても、 国農村の人口扶養力はすでに限界 られていたからであった。 では、なぜ大都市とりわけ東京への人口集中が生じると考えられていたのであろうか。 への転入者の七割は年齢十七、八才から三十才前後の生産年齢人口であり、その転入理由は 即ち工業化 なお可耕地に乏しいわが国では、農業部門の収容能力に限度のあることは、否めない」と考え 〔が〕進んでいない」からであると説明されていたのである。そしてそうであるが故に、「東 すなわち、 ――戦後は限界以上に達して」おり、「将来、 開拓や農地の改良による農業部門の もはやわが国の農村は、 増加する人口を吸収する余地を喪失しており、 それは、「過去におい つまり最大の原因は、 『求職のため』が大 (及びその てわが 東日

する提案が、多くの行政官によってなされていた。 このように農業がもはや人口を吸収し得ないのであれば、 例えば黒田俊雄は、「治水の要諦は山にあり川口にはない。 地域開発によって地域的な人口分散を図るべきであると

要であるが、 る」と述べているのである。 く過大都市 の方策、 化 早急には達成不可能である」との言明がなされているように、 即ち地方振興或は地方の総合開発の促進の必要性を、 防 止 の 要諦 は地 だが、「何と云っても人口源地帯においては雇傭施設が貧弱であり、これの拡充は勿論 方にあっても東京自体にはない。 即ち地方に於て雇傭機会を与えその生活水準を高 東京都人口の社会層の性格が明らかに示唆してい 地域開発の必要性は認められつつも、

れが短期間に効果を挙げることの困難もまた認識されていたのである。

二五:五六○万人)になると推定され、この場合は、人口密度がヘクタール当り二○○人を越し、 となる」と予測されていたからである。 特に区部の過大都市化を如何に回避するかということになる。 が専ら東京区部である限り、 このように、 地域開発政策を実施したとしても、 何ら対策を講じなければ、「統計学上、昭和五〇年に区部人口が一、 首都圏への人口集中が不可避だとすれば、 というのも、 首都圏において雇用機会を提供しうるの 現実的 全区高密度 一八〇万人 な課題 は (昭和 東京

進すること、これが東京の病理治癒の処方箋である』」と述べているのである。このように、既にこの時点で、 都圏整備計画に通ずる都市構造は構想されていたのである。 0 0 すること、東京の市街地建築物を高層化すること、緑地帯を市街地の外側に設定することおよび衛星都市の建設を促 たのである。 建設であると考えられていたのである。 実施は現状では早急に具体化困難と認めざるを得」ないことから、 そして、東京区部の過大都市化を回避するために、 国際地理学会に出席した世界の諸学者の言葉を借りてのものではあるが、 すなわち、 早い段階から、 旧建設省内において、 更に、 緑地帯の設定及び工場の分散という「二つの方策 まず着手されなければならないのは、 首都圏内での人口分散の必要性が唱えられてい 衛星都市の建設は最も現実性 黒田は 『地下鉄 の のあるもの 衛星都市 後の首

で、ここでは後者の民間自力建設について論じることにしたい。

として捉えられていたのである。

設される住宅と民間自力建設とに区別するのが通例であった。このうち、 ことも必要である。 このように、新規需要に関する多様な分析がなされていたが、住宅不足を解消する為には、 よって、この点についても論じる必要があるが、 旧建設省ではこれをまず政府の援助を受けて建 前者については後に論じることしたい 住宅供給の拡大を図る

る。 国の経済の現状においては…… のであろうか。 昭和二〇年代後半においては、著しく低位で安定していたのである。では、なぜ民間による住宅建設が進まなかった まず、戦後の建設戸数を見てみたいが、表一が示すように、昭和二三年にピークを迎えた後は減少傾向へと転化 それはまずマクロ経済的にみて、住宅に対して充分な資金が回っていないからであった。「未だ我が 〔民間資金が〕住宅建設に流入しない状態にある」という認識が示されていたのである。

新たな業務として産業労働者住宅資金融通制度を設けようとするものであるが、これによって給与住宅の建設に対し 宅建設資金の融資が始められたのであった。ただ、この時点では企業の給与住宅建設に対する融資は認められなかっ る覚書が出されたのである。 ピークを迎え、何かしらの政府援助の必要性が感得されていた状況において、GHQより特殊金融機関の設立に関す 示され その後、 資金面 これが最終的には、 財政資金を呼び水として民間資金を誘い込み、 の問題に関しては、 そしてその中に住宅金融も含まれていたことから、最終的には住宅金融公庫を通じた住 産業労働者住宅資金融通法の制定へとつながるのである。 一定の政府施策はなされていたのである。 その両者でもって給与住宅の建設を促進するという構 まず、 先述のように、 同法は、 民間 住宅金融 自 力建設が 公庫

問

題であるが、

今年

ŧ

以上のような観点から、

更に積極的有効な措置を講じた

建

設促進策は、

経済政策全般に関連する問題であるから、

な

かなか容易ならざる

ŧ

Ō

であった。

更に、

昭

和二九年暮れの時点においても、

師

岡は

勿論民間自力

ても、国の援助が与えられる道が開かれたのである。

る。 その建設を拒否する理由もないのであるが、 設であるとみなすことができよう。 助を受けずに建設される民間自力建設とは、 設 あ 力建設に包含されていた住宅供給に対し、 の つ さて、こうした流れから、 たと理解できよう。 側に拡大したものであると理解しうるのである。 すなわち、 住宅金融公庫による融資とは、 そのため、 国の援助にかかる住宅の範囲を、 政 まさに民間自力建設中の 旧建設省での関心は低かっ 府の援助を与えようとする 著しい住宅不足の状況にあって とするならば、 従来であれば民間 民間 こうした援 民間 たので 自 t 自 力建 の 力

5 なるほど、 何かしらの対応の必要性が認識されていたことは確かである。 昭和二〇年代後半においても民間自力建設が振るわなかったことか そして実際、

だが、 措置、 貸家建設の場合における特別償却制度、 小住宅建設に対する固定資産税の軽 減

表一 住宅建設戸数

| 次 。 | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------|---------|---------|---------|---------|------------------|------------------|---------|------------------|---------|-----------|
| | 昭和 二〇 | 二一年 | 二二年 | 二三年 | 二四年 | 二五年 | 二六年 | 二七年 | 二八年 | 二九年 | 計 |
| 公営住宅公庫住宅 | 81,130 | 48,805 | 42,096 | 42,852 | 26,562 | 32,083 62,400 | 27,436 48,640 | . ′ | 57,940 55,248 | l ' | , |
| 厚生年金融資 住 宅 そ の 他 | 23,937 | 106,364 | 72,523 | 43,739 | 24,509 | 25,998 | 21,023 | 22,609 | 22,502 | 17,342 | 380,523 |
| 小 計 | 105,067 | 155,151 | 114,619 | 86,591 | 51,071 | 120,481 | 97,099 | 111,336 | 135,685 | 111,948 | 1,089,048 |
| 民間自力建設 | 130,733 | 304,149 | 511,481 | 654,309 | 319,029 | 216,819 | 149,201 | 161,464 | 166,015 | 166,452 | 2,779,652 |
| 合 計 | 235,800 | 459,300 | 626,100 | 740,900 | 370,100 | 337,300 | 246,300 | 272,800 | 301,700 | 278,400 | 3,868,700 |

出典:建設省編『建設白書(昭和三○年度版)』47頁より一部修正。

たのである。 いと考え、検討をいたしている」としか語っていないのである。 やはり、 自力で建設しうるものである以上、政策的には後回しにされざるをえなか つまり、明言しうるような対策は纏められていなか つ たのである。

水の問題が後から追駆けてくる」と、都市計画がなされないまま住宅が建設され、 ば木造バラックのようなものを建てる、それが一戸建ち、 どこへでもドンドン建てる、上水があろうがなかろうが、或は道路があろうがなかろうが、兎に角空いた土地があれ なった。ただ、この問題に対する旧建設省の行政官達の姿勢は、 によって生じる問題、 て行く様を描き出しているのである。 に、民間自力建設のみならず政府施策住宅もまたこの問題に直面していたからである。更に、 さて、 昭和二〇年代後半になると、資金面での問題に加えて宅地問題もまた、 ['] 即ち、スプロールの発生も既に認識されていたのである。例えば南部は、「日本の住宅は木造で 十戸建ち、 かなり積極的なものであった。 百戸建って始めて道路の問題、 深刻なものとして認識されるように それがスプロ 民間による宅地開発 何故かといえば、 ール現象を引き起こ 水道 (の問) 題、下

宅地を高度利用して高価な宅地を利用しやすくするための高層住宅の促進」 旧 な 決するには、 建設省の方針であった。 たのである。 い状態にある」との分析がなされており、 こうしたことから、 宅地難の状況については、「京浜、 約八、○○○万坪の住宅地の確保が必要であり、このうち……約半分程度は新規に開発しなければなら そして、この問題に対しては、「新たな土地を開発して宅地とし、 旧建設省の行政官達は、 このうち、 まず後者については、 中京、 なかでも、 京阪神、 宅地問題の解決に対してはかなり積極的だったといえるのである。 北九州の四大都市地域において、今後一〇ケ年で住宅難を解 首都圏の宅地問題はとりわけ著しいものであると認識されて 木造の高層住宅は技術的に困難であることから、 という二つの方向で対応するというが、 低廉に供給すること」及び 「既存 ま

れ

ばならないということが主張されていたのである。

な 0 り 構造は鉄筋 不燃耐火高層住宅の供給促進が積極的に主張されるようになるのである。 コンクリ 1 構造になる。こうしたことから、 高層化 0 問題は先述の 不燃化の問題と結びつくことと

的に開発される宅地は、「学校施設や外の生活に必要な都市施設を一切合財含めた理想的な都市」として開発されなけた認識されていたのである。ただその一方で、民間による宅地開発が先述のような問題点を抱えていたことから、公 衛星都市の建設は一つの理想とされつつも、それが当面の住宅難の解消には直接的には結びつかないということも 住宅難緩和のための宅地造成と云うことが表面に出てくるのは、 衛星都市 方、宅地の新規供給であるが、先述の衛星都市の建設は結果的にはこれに結びつくことになるといえる。 0 建設を旧建設省の 行政官達が希求していたことは先述の通りである。 止むを得ない」と述べられているように、 だが、「日本においては 英国 そして、 目 ま

0 に ならば、 の ŧ 両者は明確に区別されているのである。 議論を展開 上述のように、 衛星 日本住宅公団の性格を理解するためには、 している者も少なからず見受けられる。 都市との 当面の住宅難対策としての宅地開発もまた理想的な都市建設として位置づけられているとする 相異があ 15 まいになるからである。 例えば町 実は、 7田保は、 だが、 そして、 今ここで述べた点を深く追求しておく必要がある。 緻密な議論を展開しようとしている論者の 旧建設省の行政官の中にも、 この 相 違 場合には、 を意 という

こに言う独立的とは母都市との通勤関係の比較的少ない意味に用いる) 目途に通勤的性格の衛星都市に、 こうした見方に立って東京都の周辺地域に於ける都市を一つは都心より三○キロ以内に於ては人口五 第二は、 三〇キロ乃至五〇キロ圏に於ては人口一〇万人を目途に、 な工業都市に育成することを整備方針と 独立的 〜六万人を

今野の用語法を借用することにする。

۲ 衛星都市を二つに分類しているのである。 るといえよう。 星都市」という呼称は用いられているが、 通 勤 的性 格の衛星都市と独立的な工業都市を明確に区別しているのである。このうち、 また、 町田以外に今野博もまた、「首都周辺に、 よって、 母都市への通勤人口を主な対象にしている以上、実質的には住宅都市であ 我々もこれら二つを区別する必要があると思われるので、 衛星都市 (独立都市、 通勤都市)を整備開発して」と、 通勤的性格のものは、「衛

機関では都心から約三○キロ以内)を必要条件とする」とされており、「一時間以内」という時間的 すなわち、 して用いることが出来よう。 ているが、この記述に先立って、「〔通勤人口を吸収する〕場合、東京都への通勤時間は概ね一時間以内 次に、この両者をいかにして区別するかであるが、この町田の著述から、二つの基準を読みとることができよう。 都心からの距離と人口規模である。 一方後者については、 まず前者については、「都心より三○キロ以内」という基準が示され 独立都市は通勤都市のおよそ二倍の人口を抱えるという点で、 距離もまた基準と (現在の交通

すると云う意味において収用権をもったこの一団地の住宅経営の網を適宜かぶせつつ土地区画整理事業を行うと云う 業が挙げられているのである。 方法も考える必要がある」 通勤都市に含まれるものであるといえよう。そして、これに続けて、 って、こうした基準に鑑みれば、 と述べているのは注 この事業手法についてここで詳述する余裕はないが、 今野が言うところの 目に値 ける。 「相当規模 すなわち、 その整備手法として、「更に部分的に住宅経営を (人口一・五~二万人程度) 通勤都市の建設手法として、 新都市開発に用いるとすれば、 の衛星 土地区画整理事 市(40) 」とは、

別は容易であるといえよう。

しては、 されているのである。 事務能率 およそ二万人程度になるのである。 の問題と、 都市としての必要面積と両方から…… そしてこの面積は、 二つの近隣住区から構成されるのに相応しいものであり、 つまり、 土地区画整理はこの程度の規模を対象とした開発手法と考えら 扱い良く、 経済的な面積は二〇―三〇万坪見当である」と その人口規模と

続けて開発手法を議論して行きたいが、 昭和二八年七月の時点で、

れていたのである

手段となろう。足の顕著な地域を重点的に指向せざるを得ないであろう。 期待されて良いのではなかろうか。住宅供給源として国営住宅を期待し得るものとすれば、 公営住宅に依る住宅供給増に多くを期待し難いとすれば、 衛星都市の整備促進にはこの国営住宅の建設が有力な 今や国営住宅が公営住宅と平行して新しくその登場を それは当然に住宅不

ここにおいて新たな役割を付与された上で、 といった記述を黒田が行っていることは注目に値しよう。 においても、国営住宅による住宅供給は構想されていたが、所管争いの結果断念に追い込まれていたのである。 再び提唱されることとなったのである。 拙稿において論じたように、 そもそも公営住宅法制定以前

更に、こうした衛星都市の建設について町田は、 次のように述べているのである。

と思われるので、 なお衛星都市の育成を強力に継続的に推進する為めには衛星都市整備促進法の如き特別法を制定する必要がある 委員会としては此れが準備を行っているが、 よし特別法の制定なしとしても、 またその気運は 建設省行政

29

おいては、

相当の現実味を帯びて議論されていたということである。

九月、 て、衛星都市の建設を進めようという構想が示されているということである。 日本住宅公団発足のおよそ一年前のことであり、 重要な点を二点指摘することができよう。第一は、 その時点において衛星都市の建設が、 旧建設省にとって手段とし易い住宅行政を梃子とし 第二は、この町田の論述は昭和二 少なくとも旧建設省内

体は、 宅を必要としていると言う意味で需要者であると考えられていたのである。 要について「(有効需要ではなく、二人以上の世帯に一戸づつの住宅を与えるに必要な戸数)」との但し書きを付して、 いるのである。 化 民が多数生ずることになるが、彼らは住宅以外の構造物を住まいとしたり、 相当数の国民が住宅に困窮しているという認識もなされていた。 あるいは老朽化した住宅で我慢したりすることを余儀なくされていたのであった。 旧 戦後わが 建設省においては「住宅需要」という概念によっても把握されていた。 先に列挙した住宅困窮の簡略化版と言えるが、二人以上の世帯で一戸の住宅を有していない者は、 国が抱えている住宅問題は、このようにまず住宅不足の状況にあると把握されてい 国全体で住宅が不足している以上、 他の世帯の許に身を寄せたり、 旧建設省の行政官の一人は、 また、これらの住宅困窮者 、たが、 住むに家なき国 狭小過 他 住宅需 住

が 需要者からは外れるのであり、 な は意味合いが異なるということである。 い者は排除される一方で、その用意のある者であれば、 そして、ここで重要なことは、 旧 建設省の 行政 官達の用語法では、 逆に、 旧建設省の行政官達が定義するところの住宅需要という概念は、 自力で解決する見込みのないものであっても、 仮に需要という概念を経済学的に捉えるならば、 事情は全く逆になるのである。 住宅困窮者でなくても需要に含まれることとなる。ところ すなわち、 自力で住宅困窮を脱してい 住宅困窮者であれば、 市場における交換の 経済学的な定義と 需要者と

と説明しているのである。

る者が彼らの関心の中心にあったといえるのである。 たかということも理解されよう。 して把握されるのである。 また、 こうした旧 すなわち、 自力で住宅難を解消し得るような者ではなく、 建設省の行政官達の用語法から、 彼らの 問 題関 まさに住宅に困窮してい 心 の 中 心 が ずこに

あ

者階層の多くは、自己の蓄積資本を欠いているため、「その収入により住居費を支出」しなければならず、結果的に、資本主義社会においては、住宅問題は主に勤労者階層に現れるものだとされていたのである。何故かといえば、勤 階層が住宅金融を利用することは容易ではなかったため、 旧 よって分割して購入することを余儀なくされる。このようにして都市においては、 済情勢や個 に集中される人口の大部分は、 住宅困窮状況の最も甚だしい階層は労務者階層と考えられる」といった認識がなされていたのであった。 建設省においては、 こうしたことから、 すなわち、 々の家計状況の変化によって、常に住宅困窮に陥る可能性に面していたからである。 勤労者が持家に居住する可能性はほとんど顧慮されていなかったのであり、例えば本城和彦は、「 理論的に住宅問題を考察する際には、 住宅困窮者の状況を詳細に明らかにする必要が生じるが、 労働力以外には何ももっていないので、 勤労者が居住しうるのはほぼ借家であると考えられ 資本主義社会を前提とするのが通例であった。そして、 当然住居という用益を、 まず旧建設省の行政官達 借家が住居の本質的な姿とな」 また、 労賃による収 当時は勤労者 そもそも、 間 では、 勤労 入に 都市 7

ても、 であった。 そして、 それは というのも、 こうした居住形態を余儀なくされていたことから、 「マーケットの まず民間による借家供給がほぼ壊滅してしまったのであり、 権利金をとって貸す店舗 (兼住宅)」の類以外にはなかったのである。 戦後、 勤労者が住宅困窮から脱することは著しく困難 かろうじて供給されていたとし

7

たのである。

てい 利さが失わ に伴い住居費が圧縮され、 ンフレによって没落してしまっていたのである。 では、 なかっ なぜ賃貸住宅が供給されなかったかといえば、 たのである。そのため、 れ ていたのである。 それに見合う家賃では供給が困難だったのである。 第三に、 民間によって借家が供給される可能性は、 戦前の賃貸住宅に対して積極的な投資を行っていた零細な資本家が、 更にこれら諸要因はいずれも短期的に解決しうるものとは考えられ いくつかの要因が認識されていた。 短期的には著しく低いものと考えられ 第二に、 投資先としての貸家経営の 第一に、 実質収入の低下 戦後:

あ ゲル係数が著しく高くなるのは必然的なことであった。 にある」との分析が示されているのである。 和三〇年五・八%と少しづつ上昇はしているが戦前 しなければ とりわけ住居費は強く影響を受けていたのである。 勤労者の家計事情も著しく悪いものであった。 ならないが、 「住居費の家計支出額に対する比率は、 戦後甚だしいインフレによって実質所得が低下した状況において、 (内閣家計調査、 だがその一方で、 先述のように、 昭和一 全都市) ||二年の四・三%から昭和二七年四 勤労者は自らの生計費の中から住居費を支出 そのしわ寄せが他の費用に寄せられたの の一六・六%に比較すると非常に低位 エン

宅 す しては、「一応国民大衆の住居費支出を抑え、 からであり、 1の喰いつぶしによって生計を維持して行くところに大きな欠陥を有している」 なわち、 では、 なぜこのように圧縮された住居費で生活が成り立ちえたかといえば、 戦後の経済は住宅資産の食い潰しの上に成立しているのであり、 もう一つは地代家賃統制令が家賃の上昇を抑制していたからである。 生計費を軽減したことは大きなものがある」と評価される一方で、「住 そうした状況は早急に改善しなければな 一つは劣悪な住宅環境に甘んじて との批判もなされているのである。 そして、この地代家賃統制令に対 た

のの、 与ベースをあげること)にほかならない」と指摘されているのである。 迄に、 らないとされているのである。 昭和二〇年代においては「低賃銀釘付けの要請」 即ち建築経済と引合う迄に回復することである。 そして、この 問題の理論的な解決は、 」があった以上、 それは結局勤労者の経済を回復向上すること だが、 実現の見込みは低いものと考えられていたの 圧縮された住居費を他の費用と均 理論的にはこうした主張をなしえるも (換言すれば がとれ

である。

まで論じてきたように、住宅政策の対象として明確に勤労者階層が想定されているのである。 してどのような政策が必要とされているかと言う点に関する顧慮が全くなされていないというのである。 公的関与が必要であると主張されていたのである。 「住宅政策の基本は、階層的把握をぬきにした建設戸数主義のわくを出るものではなかった」とされている。 こうしたことから、 住宅に困窮している階層がどういった階層であり、そういった階層がどの程度存在し、更にそれぞれ 勤労者階級が住宅困窮から脱却するには、 渡辺の議論によれば、 「他からの援助なしではどうにもならない闘 日本住宅公団が設立される際においても だが、 の階層 が すなわ 故に、

度の しては、 労者に対する住宅政策の必要性を強調するという点では、 7 いたのである。 また、 認識の共有がそれを容易にするといえるが、 行政官と政治家は認識を共有していたのである。 旧建設省の行政官達にとっては、 勤労者に対する住宅政策にはまた別の意義もあったのである。 住宅政策の主な対象という重要な点において、 民主党の政治家達も同じであった。 政権交代を通じて政策の転換がなされるためには、 すなわち、 両者は認識を共有し この点に関 そして、 定程 勤

ただ、 一口に勤労者といっても、 その内実はと問われると、 それ程明確ではないように思われる。 また、 わが 国

0

者は全て勤労者に包含されるのである。

家族従業者(事業主の家族であるその事業の従業者)」を勤労者としているのである。すなわち、被用されている立場の 九月になされた公営住宅実態調査では、 肉労働者」及び「家族従業者」に分類しているのである。そして、 住宅政策を分析するに当って、 当時旧建設省の行政官達が「勤労者」という概念をどのように理解していたかを見ていきたいが、 どのような対象が想定されていたかを明らかにすることは、 その居住者の職業を「個人事業主」、「会社団体の役員」、「事務雇 後藤は、これらのうち「事務雇用者、 意義があるといえる。 筋肉労働者、 昭 用者」、「筋 四 そ 年

ち、 国再建の障害となりかねないからこそ、 ることが、 『労働力』 では、こうした勤労者に対する住宅政策にはどのような意義があると考えられていたのであろうか。 勤労者階層の 国及び地 の)再生産(地方公共団体の責務である」と認識されていたのである。「大多数はわが国の再建に大きな役割を演じている人達であるから、この人達の住生活を安定させ |の確保||にあると認識されていたのである。 住宅問題は解決されなければならないと考えられていたのである。 住宅困窮が労働能率の低下をもたらし、 その目 それ すなわ わ

策の対象として勤労者が明確に認識されることとなったのである。 確化を迫られたことから、 対象として想定されていたといえる。ところが、公営住宅法制定過程において、 拙 .稿において論じたように、公営住宅法制定以前においては、 ® 旧建設省が対象とする階層は上方にシフトすることとなった。そしてその結果として、 住宅政策一元化という観点から、 旧厚生省の住宅政策との相違の 全階層が 政 明

この問題に対処する為には、 このように、 わ が 国の 復興という観点からも、 まず勤労者がどれだけの住居費負担をなしえるかという観点からの分析が必要となる 勤労者に対する住宅政策は必要と考えられていたのである。

七〇〇円以下)を供給する。 その内

(類型世帯比率二四・六%)に対しては極低家賃のもの

(家賃平均四〇〇円

程度)を供給する。

支出八、〇〇〇円以下の階層

b 支出八、〇〇〇円―一四、〇〇〇円の階層 (類型世帯比率四二・七%)に対しては、現在程度の公営住宅

(家賃は木造で八○○円、コンクリート・アパートで一、二○○円程度)を供給する。

В の融資による住宅及びアパート(毎月負担一、六○○円乃至二、五○○円)が供給されるべきである。 支出一〇、〇〇〇円一二〇、〇〇〇円の階層 (類型世帯比率三九・三%) に対しては、 現状の住宅金融公庫

支出二万円以上の階層は全然独力で自宅を建設し得るだろう

という方式で住宅供給することを提案しているのである。

としては、そこに占める住宅関係予算の比率の低さが問題として認識されていた。例えば後藤は、「ひるがえって我国 ところが、わが国の財政状況は、こうした分析に立脚すれば相当の問題点を抱えるものであった。まず、 財政全体

及び地方公共団体より住宅に投資される額の三倍以上に達し、一方的な資金の流れのみである」と、住宅経済からと較べて少い」と主張している。また、同じく後藤は、「現在固定資産税の住宅を対象として課される額だけでも、 と較べて少い」と主張している。また、 計歳出予算に比すれば、 い上げられた資金が、還流することなく他の分野に流されている点についても批判しているのである。 玉 庫 補助の各種住宅の予算は、 ○・六%程度にしかならないのだから、 公共事業費総額の三~六%の間 戦敗国とはいえ、 (最近になる程低率になっている) 住宅に対する力の入れ方が諸外 住宅経済から吸 且 一つ国 の 般会 玉 国

更に、 住宅政策の枠内においても、 その配分比率が旧建設省の行政官達にとっては不満であった。 後藤の著述から

0

引用が続くが、

彼は、

宅建設量四○万戸程度中、公営住宅は三万戸たらず、公庫融資の住宅が昭和二五年度に約八万戸であるから、 今後しばらくの住宅供給において、 もの約一五%が建設されているならば、 -は全く住宅需要とは逆の結果になっているのだから政府施策は全く不充分である。 国庫補助公営住宅を約六〇%、 極めて住宅市場に適応しているのである。 低利金融による住宅を約二五%、 しかしながら現状は、 独力による 年間住 比

と主張しているのである。 ただ、 財政資金についても、 旧建設省の意向通りに操作しうるものではなかったことは

かである。

のであり、 して多様な対策を構想していたといえる。 本節で議論してきたように、 また、 短期的な問題の解決にも繋がらないものであった。そのため、 旧建設省の行政官達は、 だが、 それら対策の多くは、 住宅問題に関し多様な分析を行い、 旧建設省の操作可能性と言う点では乏しいも 構想の域を超えるものにはならな 多様な問題認識を抱きそ

か

たのである。

旧

建設省の行政官達がどのような認識をしていたかを明らかにしていきたい。

る勤労者が明確に想定されていたのであり、 通 理 建設の促進は、 勤都市の 想とさ ただその一方で、 方がより具体性を帯びて考えられていたといえよう。 その実現可能性についても悲観的な見方はされてはいな 大切な指針の一つであったといえよう。 旧 建設省にとって明確な活動 彼らに対しては公営住宅の供給が積極的になされなければならないとす の指針とされたものもあったといえる。 また、 衛星都市の建設については、 更に、 () 住宅政策の対象としては、 だが、 当面 0 実現可能性という観点から、 まず、 独立都市の 不燃耐 住宅困窮状態にあ 火高層 建設が一 化 つの 住宅

三、実施中の政策に対する認識

る認識

もまた示されてい

たのである。

すなわち、 昭 和三〇年に日本住宅公団が加わる迄、 この 両 者が 旧建設省住宅局の 所掌事 わが国の住宅政策は住宅金融公庫と公営住宅という二本柱が担ってきた。 務の中心であっ たのである。そこで、 本節では、 この両施策につい

% 担 時 問 め 題としてはどのようなものが認識されてい が 昭 (後二〇— 相当に達することのため、 和二五年、 般 の住宅建設融資の条件は、 £i. % わが国の住宅政策の三本柱のトップバッターとして登場した住宅金融公庫であるが、 の自己調達を要請していること、 これらの融資条件では庶民住宅金融としての一 融資率七五%利率年五・五%であったが、 たのであろうか。 ()利率が割高であり、 第一にその融資条件を挙げることができよう。 般性をかく得しえないうらみが 償還期限が比較的短い これに対して、「一申込者に頭金二五 公庫に関連する ため償還金の負 立法当 ある(6)

との批判がなされているのである。 火構造については八割、簡易耐火および耐火構造については八割五分」と改善されていたのであった。 ただ、この問題点については、 昭和二六年の法改正によって、「木造および木骨防

な理由からこの問題については決着をみていると認識されていたのである。すなわち、 そして、このように制度が改善された後においても、 融資割合の増大を求める声もあったようであるが、次のよう

先ず公庫貸付金の限度を考えて見るのに、現行の八割乃至八割五分が妥当であるかというと、何人にでも容易に 家が建てられるためにはこの割合が多い方が望ましいことは勿論であるが、 力との関係及び自己投資部分の存在による償還意欲の確保のためにもとるべき処ではない綴 元金及びその資金コストを割らない程度の利子は確保されなければならない。 融資住宅の建前からいって少くとも 従って十割貸付は後述する償還能

5 ては、「以下の数字が示す如く宅地取得に起因するものが、その大部分を占めていることが判明している」とされてい るのである。 の提出期間を延長して漸く予定戸数に達せしめた」ということが生じていたのである。そして、その最大の原因とし 者のうち約四十%が所定の期日までに設計審査申請書を提出しないという現象がおこり、支所においては、 というのである。 では、次なる問題として認識されていたのは何であろうか。それは、相次ぐ融資の返上であった。 抽選に当ったにもかかわらず、融資手続きを取らない人が増大していたのである。「公庫某支所においては、 つまり、 融資条件に関しては、 既に問題点はある程度改善されていると認識されてい 昭和二七年頃か たのである。 早速書類 申込

され、 このように宅地問題が公庫住宅の隘路となっていたことから、 そこでは「未開発地の開発により宅地の取得難を緩和、 宅地の再開発を行い宅地の高度利用促進」 昭和二九年一月二三日住宅対策審議会より建 と謳 われ 議が な

対策は講じられていたのである。

る。

行うというものであった。 そうとするものであり、 そのまま当てはまるであろう」という批判もなされていたのである。 慮が公団のように完全に行われ得ないことも重大なマイナス面であり、 大規模な団 されることとなった。 15 に限って、 たのである。 融資が認められたに過ぎないものであった。 地が そして、 確保し難いことおよびそれによって事業的な行き詰りが予想される点であって、 前者は、 この建議を受けて住宅金融公庫 よって、 階部分が住宅以外の用途に供されていたとしても、 宅地造成全般に対して融資しうるものではなく、 いずれも制約の多い制度ではあったものの、 また、こうした制約があったことから、 法が改正され、 一方後者は、 従来の住宅建設に対する都市 宅地造成 その構造部を宅地とみなして、 公庫の抱える宅地難に対する当 その敷地に公庫住宅を建設する場合 融資及び基礎主要構造部で į, わゆる下駄履き住宅の建設を促 その 更に都市 「致命的欠陥 計 画 上 計 0 画 融資 的 批 が 開 面 判 な は 0 が 始

住宅が他人に貸与されていたり他の や貸付契約違反の場合には、 庫 融資の趣旨に外れることから、 また、 これに加えて、 公庫住宅に関しては管理上の 未償還分について弁済期日が到来する前に償還請求ができることと」されてい 昭和 用途に転用されていたりする問題であった。そして、 一九年の 法改正によっ 問題も認識されていた。 て、「新たに貸し付けられるもの すなわち、 後者の問題については、 回収 のこの 0 問題と、 法律 に対する違反 建設され たのであ 公 た

に 11 た のである。 の 同 ように、 融資は財政資金を呼び水として民間資金の住宅建設への導入を図るという目的で導入されたものであった。 では、 個 人住宅に対する融資については、 公庫のもう一つの柱である産業労働者住宅資金についてはどうだったであろうか。 認識されて 15 た種 々の問題点に対する当面 の 解 決策は 先述のよう 講じら れ

た 念では、公務員等も含まれてしまうからである。 給与住宅建設は対象外とされ、名称も産業労働者が用いられることとなったのである。 ついては民間資金に賄ってもらおうとするものだったのである。 のであっ ため、「貸付割合を耐火構造住宅建設費の六割 た。 すなわち、六割ないし五割五分に相当する財政資金は投下されるが、 (木造住宅の場合は五割五分) に」制限するということが行わ また、 同様の理由から、 残りの四割ないしは というのも、 公務員や公社職 勤労者という概 員 四 れてい 五分に

制度の趣旨にはそぐわないものであった。このため、「大蔵省あたりでは強硬な反対が」なされることとなり、 受け入れは困難という判断が下されていたのである。 ていたようである。 そして、この産業労働者住宅資金融通法に関しては、財界から「融資割合を上げて貰いたい」という要望が出され だが、こうした財界の要望は、 財政資金を増額させる一方で民間資金を減少させるものであり、

る昭和二九年暮れの師岡の記述は次のようなものであった。 ければならない このように、 、問題は、 住宅金融公庫に関しては、 昭和二九年末の時点では認識されていなかったのである。 問題点に対する当面の対策は講じられていたのであり、 その証拠に、 住宅金融公庫に関 早急に手を打たな

住宅の戸数を増加するとともに、 不燃耐久化を考慮して不燃率を総戸数の四十%に引上げることとし、また、 さらに、 和三十年度融資計 大都市 における共同住 画……の 配分については、 耐火共同住宅等土地利用度の高い住宅の配分率を高めることとしている。 宅の敷地 取得難 次のような構想に基いている。 に対処するため、 多層家屋の基礎主要構造部に対する融資を拡 分譲住宅、 即ち、 賃貸住宅及び産業労働者 土地の高度利用と住

充するとともに、

宅地造成融資についてもこれを拡充し、三十年度以降毎年百万坪程度の造成宅地を供給する恒

0

である。

常計画に基いて実施したいと考えている。

るのであり、「低家賃をカバーするための家賃補助」として、「建設費補助の形式以外に経営費補助の方法を考慮する。 経営について、 島 とめられたものでしかなかったことから、 たことから、 た公営住宅についてはどうだったであろうか。 は、 このように、 立法直後に公営住宅法の問題点を二点指摘しているのである。 それに対する期待は大きいものであった。ところが、 玉 住宅金融公庫に関しては、 **「がいかに関与すべきかという問題」である。** 旧建設省の行政官としても十分に納得の行くものではなかっ 大きな制度改革は構想されていなかったと言えるが、 先述のように、 具体的には、 勤労者が利用しえるのはほぼ公営住宅に限定さ 同法は、 第一に指摘しているのは、「地方公共団 建設費補助という手法が問題視され 旧厚生省との所管争い もう一つの の故に急遽 た。 例えば であっ 取 0) てい 住宅 りま て Ш

して、 宅が抱えていた種々の問題を、 るかどうか」と、 必要がある」としているのである。 ところが、 も住宅建設機関の設立により住宅供給を行っていきたいというのが、 次に川島の指摘した問題は、 これに住宅企業の経営に当らせ」るという案を示しているのである。 先の 黒田の 早急に立法化を図る必要が生じたことから、 疑義を呈しているのである。そしてその上で、「地方公共団体とは別の人格をもつ公共企業体を設け 論述にも見られるように、そうした構想は旧建設省内において、 国営化によって解決したいというのが、 供給主体の問題である。「公営住宅の供給機関として現在の地方公共団体が 国営化を盛り込む余裕は 旧建設省の行政官達の考えだっ 旧建設省の行政官達の本来の 先にも軽く触れたように、 無 連綿と引き継がれていたと言える か っ たのである。 だが、 願い 玉 たのである。 庫 補助 であっ あくまで 庶民住 た。

均一八坪であったし、最近の公営住宅階層の家族構成から見て平均一五坪程度は」必要というものであった。こうし要と考えられていたかといえば、旧建設省の行政官達の判断では、「戦前建築学会で研究された最小限住宅はたしか平 機 ために、 たことから、 の過密性を再び繰り返す結果となり、憂慮される」との意見が表明されているのである。では、 「坪で固定されていたのであり、この点については、「一戸当りの面積が平均一○坪乃至一二坪という制限は、 良好な住宅資産として残されるものではなかった。 廿八年度は共同施設の予算は計上されず、廿九年度の最小限の要求も遂に実現を見なかったことは真に遺 標準規模もまた、 公営住宅に関する重要な指標の一つとされたのである。 更にその後の国庫補助庶民住宅の平均 更に質という点に関しては、 「戦争の遺産である木製飛行 どの程度の規模が必 床 面 は 居住者 かった ほ ぼ

たが、 るが、 なければならなかったのである。 戸分の予算しか認められなかったのである。 万戸の公営住宅を建設しなければならなかったのであるが、 が進まないことであった。公営住宅の供給に当っては、 公営住宅については、こうした問題点が認識されていたのであるが、 結果的にそれ 昭和二七年度から始まる計画では、 も認められなかった。 こうしたことから、 つまり、 計一八万戸の公営住宅が建設される予定であった。 その後、 計 同年度の補正予算において残る三万五千戸の予算要求が 画達成の為には、 翌二八年度本予算においては、 それに先立って公営住宅建設三カ年計画が策定されるのであ その初年度である二七年度本予算においては、 残る二 最も深刻 一年間において、 なのは、 一今年 計画通りに公営 [二]七年度] つまり、 五万五千戸 平均して年六 の遅れた分 住宅 二万五千 なされ の 建

たようである。

というのも、

住宅建設計画作成に際しては自治体の意向を踏まえていること、

旧建設省として予算獲

の腰は重い

ものだ

起債問題の解決に対する旧建設省の行政官達

だが、こうした自治体側の訴えにもかかわらず、

算の実現が目指されたが、 三万五千戸と、二十八年度の分六万、 0 の である。 は て計算するならば、 五万戸分にしか過ぎなかった。更に、 計画一八万戸に対して実績一二万一千戸、達成率はおよそ三分の二にしか過ぎないものだった 認められたのは四万六○○○戸分にしか過ぎなかったのである。よって、 合計九万五千戸の建設」 計画の最終年度である二九年度においては、未達成分一〇万五千戸分の に必要な予算要求がなされたが、 最終的に認 政府の予算に基 めら れ

起債がる り 問題が現れつつあった。というのも、 なりますと住宅政策は絶対に進まない」と訴えているのである。 返上しなければならなかったのであろうか。 を起債に頼っているものもあったようである。ところが、東京都の場合には、 ることから、 、たが、 ح まず、 その中には、甚だしい住宅難を抱えていた東京都も含まれていたのである。では、これらの自治体が何故割当を のように、政府全体としての計画 承認され 残る費用は自治体の負担であった。だが、 財政問題であるが、当時の公営住宅の場合、 起債に頼る傾向が強かったのである。 なかっ たのである。 こうしたことから、中島義平東京都建築局総務部長は、「起債が皆無ということに 目標の達成が難しい状況であったが、 昭和二七年度を終えた時点で早々と、「割当を返上する自治体も出て来て」お その大きな理由として、 そして、自治体の中には、 自治体としても毎年度これだけの財政負担をすることは困難であ 第一種は二分の一、第二種は三分の二の国庫補助が与えられ 財政と用地問題を挙げることができよう。 建設及び管理を担う各自治体にお 財政に困窮していないという理 公営住宅の建設に際して、 九〇%程度 いて 由 から、

. -- 43 --

花的ではありますが、住宅はやらなければならないという決議によってある程度ふやしました。 の 得に尽力していることそして起債に関しては旧自治庁の所管であったことという三つの理由があったからである。 んとかなる問題ぢゃないですか」と反論しているのである。 源は適当にやってくれ、住宅の歳出はこれだけだということを強く財務当局なり、 建設省の行政官達としては、我々に要望する前に、 証 拠に、 先の中島の発言がなされたのと同じ座談会の席で、 自治体自身で解決すべき問題だと認識されていたのであろう。 前田光嘉は、「国の場合も大体同じことで、 市長、 知事なりに主張したら、 起債を論ずる前に財 り総 旧 そ

玉 お 問題に対しては、 1) ていたが、それに加えて公営住宅は、 いう二つに分けて論じることができよう。まず地価については、公営住宅に限らずあらゆる住宅の建設の隘路になっ たのである。 いては、この単価では、 次いで、公営住宅建設に関して認識されていたのは用地問題であったが、この問題については、 律に用地費を増額させるのではなく、「地域差もつけたい」というのが旧建設省の意向であった。 更に、 用地費の増額という対策は取られてはいたが、「最近の宅地価格の上昇は著しいものがあり、都市に 地価については 適当な土地を容易に取得し難いであらう」と、その不十分さを旧建設省としても認識して 用地費が現実に即していないという問題を抱えていたのである。 「特に大都市に於ける騰貴は甚しい」という認識もなされていたことから、 価格上昇と立 そして、 この

見たものであるが、 地 をえなかった。 価が上昇する一方で用地費が充分に認められなかったため、必然的に公営住宅の立地は都心から遠方へと向わざる 次に立地の問題であるが、これは公営住宅全般というより、特に東京都が抱えていた問題であった。 やや読み取り難いが、 昭和二十五年から昭和二十八年における曲線は漸次 a→b→c→d地区へ、 図一は、「都営住宅の用地取得状況を都心に近い方から四つのブロ すなわち都心部から 先述のように、 ックに分けて

追

た、

問題点というわけではないが、

日本住宅公団設立過程を

ている我々としては、

公営住宅に関する認識として一つ言及

それは、

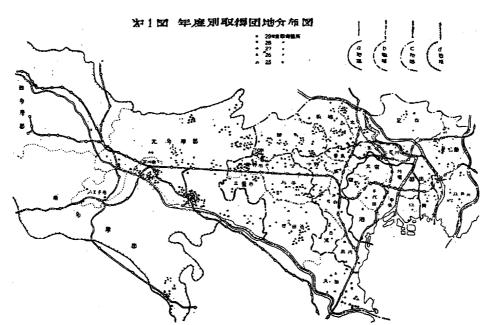
第

種と第二種

ておかなければならないことがある。

生している」ことが認められていたのである。
時間三○分をこえると、すべての団地で一○~二○%の空家を発所要時間が一時間をこえると空家発生団地数が急増し、それが一所でのである。すなわち、「ことに外郊へ増加を示している」のである。そして、都心から遠隔化す

に 外れるものであった。そのため、 のである。 生じていたわけではなかっ することは困難だったのであり、 も残されているのであるが、 あるが、「東京都はどうも幅が狭い」という問題も認識されてい れば、 また、こうした立地上の問題は、 その西進すらも、 西進する以外に道は残されていなかっ 都心からの距離という点では、 限界に達しようとしていたのである。 た。 それらの地域は都の行政区域 同じく図一から読みとれることで それらの地域に都営住宅を建設 いきおい、 単に地価と用地費の問題 より近接している 用地を確保しようと たのである。 から 地 か 更 域



図一 年度別都営住宅用地取得状況

出典:畑市次郎「都市住宅難の現状」(『都市問題』、第四八巻第四号) 二三頁。

ても、 ち、 彼らとしては、 異に加えて、 る。 る。 の 徴収する一方で、 くなっ 点で相異はない 困窮する低額所得者を対象とする 公営住宅 お である。 認識も相違 高 差に加えて、 そして、こうした制 15 第一 すなわち、 て差が設けられ 41 前者が後者より二坪程度広 ていたのである。 も 確 種はある程度高い家賃を の位置づけに関するも のとなっているの か してい 旧建設省の行政官達 に それなりの家賃が 標準床面積に 先述の が、 質に関しては たのである。 てい まず制度面 ず 度 玉 れも住宅に たの 面 庫 すな 補 で で で の つ 助 率 あ 15 わ 相 0

表二 第一期公営住宅建設三カ年計画都道府県別実績

| 県名 | 事功 | 預別 | 計画戸数 | 建設戸数 | 不足戸数 | 充足率 | 県名 | | 項別 | 計画戸数 | 建設戸数 | 不足戸数 | 充足率 |
|----|----|----|-------|-------|-------|-------|----|---|----|--------|-------|-------|-------|
| 北 | | 道 | 11200 | 7584 | 3616 | 68.0 | 三 | | 重 | 1820 | 1458 | 362 | 80.0 |
| 青 | | 森 | 2400 | 1199 | 1201 | 50.0 | 滋 | | 賀 | 700 | 668 | 32 | 65.5 |
| 岩 | 3 | 手 | 2000 | 1080 | 920 | 54.0 | 京 | | 都 | 3640 | 2076 | 1564 | 57.0 |
| 宮 | | 城 | 3510 | 2809 | 701 | 80.0 | 大 | | 阪 | 20150 | 16717 | 3433 | 83.0 |
| 秋 | | 田 | 1420 | 932 | 488 | 65.8 | 兵 | | 庫 | 10640 | 6415 | 4225 | 47.0 |
| 山 | | 形 | 1260 | 773 | 487 | 61.4 | 奈 | | 良 | 620 | 690 | +70 | 112.0 |
| 福 | | 島 | 2500 | 2421 | 79 | 97.0 | 和 | 歌 | 山 | 1260 | 1064 | 196 | 85.50 |
| 茨 | | 城 | 1630 | 2062 | +432 | 126.0 | 鳥 | | 取 | 800 | 628 | 172 | 78.5 |
| 栃 | | 木 | 850 | 621 | 229 | 73.5 | 島 | | 根 | 1040 | 666 | 374 | 64.0 |
| 群 | | 馬 | 1440 | 1280 | 160 | 89.0 | 岡 | | Щ | 1800 | 1480 | 320 | 83.0 |
| 埼 | | 玉 | 2120 | 1320 | 800 | 62.2 | 広 | | 島 | 4210 | 4041 | 169 | 96.0 |
| 千 | | 葉 | 1840 | 1360 | 480 | 74.0 | 山 | | П | 3750 | 3268 | 482 | 87.2 |
| 東 | | 京 | 33000 | 15077 | 17923 | 45.8 | 徳 | | 島 | 1330 | 1257 | 73 | 94.5 |
| 神 | 奈 | ЛЦ | 11140 | 7103 | 4037 | 64.0 | 香 | | Ш | 1570 | 1447 | 123 | 92.5 |
| 新 | ì | 潟 | 2350 | 1787 | 563 | 76.0 | 愛 | | 媛 | 2380 | 1700 | 680 | 71.7 |
| 富 | | 山 | 1150 | 1059 | 91 | 92.0 | 高 | | 知 | 1190 | 924 | 266 | 78.0 |
| 石 | | Щ | 1420 | 1087 | 333 | 77.0 | 福 | | 岡 | 10850 | 7274 | 3576 | 67.2 |
| 福 | = | 井 | 1200 | 811 | 389 | 67.5 | 佐 | | 賀 | 1390 | 934 | 456 | 67.2 |
| 山 | | 梨 | 1100 | 1235 | +135 | 112.0 | 長 | | 崎 | 3010 | 2215 | 795 | 73.5 |
| 長 | ! | 野 | 1560 | 2882 | +322 | 121.0 | 熊 | | 本 | 2470 | 1446 | 1024 | 58.7 |
| 岐 | | 阜 | 2220 | 1465 | 755 | 66.0 | 大 | | 分 | 1540 | 937 | 603 | 60.8 |
| 静 | | 岡 | 3880 | 2292 | 1588 | 59.0 | 宮 | | 崎 | 1630 | 1470 | 160 | 90.5 |
| 愛 | | 知 | 8890 | 6605 | 2285 | 74.5 | 鹿 | 児 | 島 | 2130 | 1102 | 1028 | 52.0 |
| | | | | | | | | 計 | | 100080 | 64844 | 56279 | 70.0 |

出典:南部哲也「第一期公営住宅建設三カ年計画の回顧」(『建設時報』第六巻第四 一号)三七頁。

注:充足率の数値など明らかな誤りも存在するが、訂正せずそのまま掲載した。

九年度予算にテストケースとしてではあるが、 るのである。 言えるかもしれませんけれども、 中島さんのおっしゃったように、 徴収されていることから、第一種 そして、「この住宅形式の建築費が高価につき些か庶民性を失う嫌いがある」と認識されながらも、 第一種はかならずしも社会事業とだけ考えているわけではないのです」と語って 公営住宅は社会事業なりと考えているわけではないんです。 には実験的な性格も持たせたいと考えていたようである。 高層耐火住宅三○○戸を計上し、先づ東京大阪の大都市に建設するこ 例えば鎌 第二種はあるい 田隆男は、「只今 はそう 廿

部不燃住宅にしてしまおうと当局は意気ごんでいる」とされていることからも、 設された公団高層アパ 実現を見るに至らなかった」のである。だがこの第一種公営住宅の建設計画は、 第一種住宅に与えようとしていたことが読みとれるのである。 このうち、 大阪については「市内西区長堀の交通至便の地に敷地が定ま」っていたが、 ート計画の端緒となった」のである。 また、「とも角、公営住宅の主力である第 その後、「東京晴海、 住宅の質の向上を先導させる役割を 「地方財政逼迫の 大阪西長堀 種 理 住宅 由 に に建 は 全

が構想されたのである。

が、 最終的な確定値ではないが、 なっていたのである。 公営住宅に関してはこのような問題が認識されつつ、三カ年計画の期間は終わりを告げようとしていた。 充足率七○%にしか過ぎない実績であるとされたのである。 充足率の高い都道府県と低い都道府県とがあり、 昭和二九年の時点では、 計画戸数一八〇、 なかでも、 更に、 東京都の不足戸数の桁違い ○○○戸に対して、建設戸数一二四、 都道府県別の実績を示したもの の多さが目立つ結果と が表二である そして、

ただ、 そもそも昭和二七年に始まる公営住宅建設三カ年計画は、 二十カ年という長期計画の 最初の三年間という位

課題は第二期公営住宅建設三カ年計画であったと言えよう。

か

置づけであった。 にすべきか」 沢左重喜建設相より住宅対策審議会に対して、「公営住宅法第六条に基く『第二期公営住宅建設三箇年計) る住宅対策審議会に対する諮問が上記の内容であることから、 が 目的であったが、 という諮問がなされているのである。 このため、 後には住宅政策全般について審議するようになっていたのである。 引き続き第二期計画を策定する必要があったことから、 同審議会は、 やはり旧建設省住宅局にとって、 設置当初は住宅金融公庫設立に関して審議すること 昭和二九年八月二七日には、 そして、 その時点での最大の 昭和二九年度にお 画 は 小 か

率 で、 は 障害となると考えられる問題点を明らかにした上で、 できよう。 会において、公営住宅に関連して如何なる議論が展開されていたかを明らかにしていきたいが、この課題に応えるた め 、ざ新たに計 Ò には住宅対策審議会の議事録を入手するのが最も望ましいといえよう。 った以上、 良くないとされる旧自治庁の行政官の出席も見られた住宅対策審議会の場で、 残念ながらその全ては入手できていない。 のように、 第二期公営住宅三カ年計画の策定に当って、 ″緩和" 先述のように、 審議会の 画を立案する段階になると、 諮問は第二期計画に関するものであったが、 されつつあるか」(『住宅』、 議 論 旧建設省の行政官としては、 が計画の立案に止まることは許されなかったといえよう。 放置するわけには 昭和三〇年一月号)に部分的に所収されているものが発見できたの そこで、 まず問題とされていたものとして、 その解決策を講ずることも必要となるのである。 起債の問題は各自治体自身が解決すべき問題と考えていたが 他の資料から類推せざるをえないことをお断りしておく。 11 第一期計画が先述のような実績しか残すことが か ない問題と考えられたのであろう。 ところが、 起債に関する議論が展開されてい その議事録については、「住宅難 その後の公営住宅建設にとって 起債の問題を挙げることが まず、 そこで、 普段出席 審議 来 み な

るのである。 ている」と述べているのである。よって、旧自治庁との間で何かしらの調整が進みつつあったことが伺われるのであじ 大都市における公営住宅関係の起債について、 更に、 昭和二 二九年暮れの時点において師岡は、「第二期三箇年 その建設を促進するような方策が講ぜられることが必要であると考え 計 一画の円滑な実現を期するため には、 特に

る。

この記事は、 は、 公営住宅に関連して次に問題とされたのは、 回 △首都圏住宅協会の設立=東京都への人口集中を抑制するため、その衛星都市を中心として、住宅建設および宅 △大都市における宅地対策=大都市の住宅建設のあい路となっている宅地問題の解決を図るため宅地造成や、 顧的に類推するしかないのだが、まず資料として昭和二九年一○月四日の『毎日新聞』を挙げることができる。 星都市の土地区画整理を推進することになり、 第二期計画をかなり詳細に報じているが、そのうち我々の関心を惹くのは次の内容である。 東京都の抱える公営住宅及び宅地の問題であった。この点について 二十二億円の資金を見込む。 すなわち、

地造成を行う特殊法人の本協会を設け、差当り明年度は前期計画のうちから公営住宅三千戸、公庫住宅一千戸 を委託施工させる予定で、 本協会の初年度経費として二億五千万円を見込む。

という内容である。

更に、これまで幾度となく取上げてきた師岡の一文であるが、 そこにおいても同様の言及が見られるのである。 す

なわち、

住宅対策としては、 (大体都心から半径四十五キロの範囲内の区域で、 従来の行政区域をこえた広域圏にわたる住宅供給方式を採用して、東京都及びその周辺地域 一般的に 「首都圏」 と称されている) の人口の適正配分を図

衛

実現いたしたいと考えている。 政府の監督の下に責任体制を明確にした公企業体としての首都圏住宅管理協会(仮称)を設立して、 巻 ることが必要であると考えている。 るため、 の 構成に関する構想の線に沿い、 この区域内の人口の推移、 そこで、その実施機関として、政府及び関係地方公共団体の共同出資により、 今後の都への流入人口を吸収するに必要な住宅を都の周辺部の適地に供給す 交通事情、 産業構成等を考慮し、 首都建設委員会において策定している首都 この目的を

画整理の方策等について検討されている」といった記述もなされているのである。 更に、「現在宅地難の最も甚しい 東京都周辺においては、 前述の首都圏住宅管理協会の設立や、 これに応ずる土 地

う。 問題が第一に考えられていたことが、 の は既に限界に近付きつつあったが、 階で構想されているのである。 解決のために、 ۲ 日本住宅公団もまたその一つであると考えれば、 の二つの資料でまず関心を呼ぶのは、 首都圏住宅管理協会が設立されようとしていたのである。 では、 それは行政区域の制約が乗り越えられれば解決可能であった。 師岡の資料から読み取れよう。 なぜ協会の設立が必要とされたかといえば、 首都圏住宅管理協会という公企業体の設立が明らかにされている点であ そのプロトタイプとも言うべきものが、 先述のように、 やはり東京都の抱える行政区域 都営住宅の抱える立地 既に政権交代以前の段 そこで、 この問 面 問

整理 通勤都市であったと理解するのが妥当であろう。 建設省において衛星都市は二種類構想されており、 次に関心を呼ぶのは、 事業であった。 よって、『毎日新聞』 11 ずれにおいても、 の記事では、 土地区画整理事業の推進が述べられている点である。 先述のように、 そのうち通勤都市の開発手法として想定されていたの 「衛星都市の土地区画整理」と述べられているが、 独立都市の方が望ましいと考えられつつも、 先述のように、 が そ 土地 の 当面 内 実は IH

必要性という点では通勤都市の 方が優っていたのであり、 まずこれを建設しようというのである。

5 総合すると、 衛星都市に不燃耐火住宅二千戸を建てることになっている」との報道記事があるのである。 しようとしていたのは公営住宅だったのである。 更に、これは政権交代のことであるが、 担当するのは第一種公営住宅だったといえよう。 首都圏住宅管理協会について、 「首都圏住宅管理協会が都下日野町、 かなり具体的なイメージを抱くことができよう。 更に、それを「不燃耐火」住宅として建設しようというのであるか 千葉県松戸市、 よって、 まず、 埼玉県大宮市 これらのことを 協会が主に建設

のではない。 駆性を考慮に入れれば、 まちづくりという面でも、 る出資は考えられていなかったということも明記しておく必要があろう。 たと考えられるのである。 通勤都市とは言ってもその人口は数万に達するのであり、その全てを公営住宅居住者とするのは、 都市基盤が整備された地域に、公営住宅を建設しようというのである。 0 時点で協会の直接施行が考えられていたかどうかについては判然としないところもあるが、 更に、このような実験的な性格を有する第一種住宅を、 そこで、公営住宅のみならず、公庫住宅も建設することで、階層が限定されないまちを作ろうとして 「公庫住宅一千戸」の供給も行うとされていた点もより容易に理解しえよう。 **先駆的な試みをなしたいという旧建設省の行政官達の意図を読みとることが出来よう。** また、 この段階においては、 「政府及び関係地 土地区画整理事業と併せて供給しようというのであるから、 また、このようなまちづくりという面での先 方公共団体の共同出資」とされ、 土地区画整理によ 決して望ましいも というの 民間によ て

建設三カ年計画の作成であった。 のように、 日本住宅公団が設立される直前の段階において、 更に、当時の公営住宅は多くの問題点を抱えていたことから、 旧建設省にとって最も重要な課題は第一 計画作成と平行して、 一期公営住宅

その妨げとなる問題点の解消に努めなければならなかっ 目 することが予測されてい えられていたのは東京都の抱える問題であった。特に、その立地問題については、 的のもと、 首都圏住宅管理協会の設立という案が具体化されていたのである。 たのであった。 そのため、 行政区域の制約を回避し、 たのである。 起債問題はその一つであったが、 通勤都市建設の一翼を担わせるという 現行制度の枠内では早晩限界に達 最 も深刻に考

四、結びにかえて

想が具体的な施策として取りまとめられることにはならなかったといえる。 旧 という観点から議論を展開してきた。 かにされたように、 これまで、 建設省の所掌事 昭和二九年の政権交代以前において、 務の枠をゆうに超えるものを着想していたといえる。ところが、主に二つの要因から、 旧建設省の行政官達は住宅問題に対して幅広い関心を示し、更に、それに対する構想としても、 まず、 第二節において、 旧建設省の行政官達が抱いていた問題認識や構想を明らかにする 住宅問題全般に対する認識を分析したが、そこで明ら そうした構

すれば、 6 が出しにくいものであった。 民政策などは、 の変数を操作する必要性は認識されてはい 一に挙げられるのは、 旧建設省が直接的に操作しえない変数まで操作する必要があっ とても旧建設省が操作しうるものではなかったし、 旧建設省住宅局としての操作可能性である。住宅問題をより理想に近い形で解決しようと また、 わが国の経済情勢や家計状況についても、 たものの、 それは断念せざるをえなかっ 地域開発にしても、 たのは確かである。 操作は困難であった。 たのである。 住宅局としては直接的には手 ところが、 ただその一方で、 そのため、これ 産児制品 限

な

か

ったのである。

操作可能と思われる方向には施策を積極的に展開しようとしているのである。 つと言えようし、 「都市建設行政と住宅行政」を通じた衛星都市の建設も、 旧建設省の行政官達が積極 不燃耐火高層住宅の 供 給 の 的 促 進 は そ の

ようとしたものであった。

通勤 即効薬とはならない 解決の為には、 ついても、 行政官達にとって、 第二の要因として指摘しうるのは、 的な衛星都市という類型が生み出され、 短期はともかく長期的 宅地難は早急に手を打たなければならない問題であり、 英国型の衛星都市の建設が理想として描かれていたことは確かである。 ものであった。こうしたことから、 には、 当面の実現可能性あるいは即効性に対する判断であろう。 低い その建設によって当面の宅地難を緩和するという方向を優先せざるを得 ものとはみなされていなかったといえる。 わ が 国においては、 英国型の衛星都市の建設はこの 英国型を規範とする衛星都市とは別に、 ところが、 また、 例えば、 わ その実現可 が 問題に対する 玉 旧 の 住宅 建 能 性に 難

ある。 え、 から、 よって、 問題点が認識されていたことは確かである。 京都の抱えている問題が最も重視された結果として、 新たに三カ年計画を立案しなければならない状況にあった。 これに対して、 旧建設省の行政官に第一に要求されたのは、 当時旧 住宅金融公庫に関する問題は、その時点で最も優先して解決されるべき課題とは認識されて 建設省が もう一つの施策である公営住宅については、 所掌事務として抱えていた施策についてであるが、 ただ、そのそれぞれについて当面の対策は講じられて 公営住宅の建設を阻 首都圏住宅管理協会の設立が提案されるに至 更に、 第 第一期の実績が芳しいものではなかったこと 期公営住宅建設三カ んでい まず、 た問題点の解決であった。 住宅金融公庫 年 計 に 画 つ が つ 終了 たのである。 15 15 なかっ たのであ て そして、 は Ď 時 た 種 を迎 の 々 東 ゔ の

改める必要があろう。 要因としては、東京都の抱えていた行政区域の限界という問題を指摘することができよう。よって、こうした当初の おいて、 すなわち、政権交代後に新たな機関の設置という案が登場してきたわけでは決してなく、既に政権交代以前の段階に 構想がどのように変容したかを明らかにすることが我々に残された課題といえるが、この課題に答えるためには稿を よって、 そのプロトタイプとも言うべき機関は構想されていたのである。また、そうした機関の設立を促した第一の 日本住宅公団設立過程の分析という我々の主題から言えば、ここで一つの成果を主張することが出来よう。

その解決策としては、 あるのである。このため、 ところが、その一方で、行政官とは、 言えよう。そして、本稿において描き出してきたように、実際においてもそういった行動様式を示しているのである。 人である以上、社会問題に対する自らの認識を広範に示し、更にその対策を自由に描き表明する資格は当然有して るといえる。というよりむしろ、一人の専門家として、そういった責務を果すことが積極的に期待されているとも のであっても、 また、この研究から、 短期的な実現可能性及び効果の高いものが優先されるのである。 所掌事務の範囲を超えたり短期的な解決に繋がらないものは敬遠され、 行政官達の行動様式の一端が明らかにされたといえるであろう。 何よりもまず、 明確な所掌事務を与えられ、その遂行について第一義的に責任を負う存在でも 所掌事務に関連する問題の解決に取り組まざるをえないのである。 個々の行政官もまた国民の 弥縫策にしか過ぎない 更に、

注

(1) 本間義人『戦後住宅政策の検証』(信山社、二○○四年) 二一五頁。

前掲、二頁。

- (2)手がかりとして──」(『早稲田政治公法研究』、第七○号)、一三四~一四六頁。 「都市政策領域における『住宅建設』概念の意味と作用について(一) 公団、 千里・多摩ニュータウン等を
- (4) (3)渡辺洋三『土地・建物の法律制度 中〔東京大学社会科学研究叢書五〕』(東京大学出版会、一九六二年)五四七頁。
- 前掲、五四七頁。
- (5)営住宅法制定まで一 福祉国家 原田純孝「戦後住宅法制の成立過程――その政策論理の批判的検証 第六巻〕』、東京大学出版会、一九八五年)三四〇~三五三頁。拙稿「住宅政策の政治過程 —」(『早稲田政治公法研究』、第六三号)一七一~二〇二頁。 —」(東京大学社会科学研究所編 応急簡易住宅から公 『日本の社会と福祉
- 大本圭野『証言 日本の住宅政策』(日本評論社、一九九一年)三五〇頁。
- (7)原田、前掲、三六六頁。
- 建設省住宅局編『公営・公庫・公団 住宅総攬』(住宅総攬刊行会、一九五七年)一〇頁
- (9)長沢誠「建築災害」(住宅問題研究会編『住宅問題』、相模書房、一九五一年)二五〇頁。
- (11)(10)前掲、二五〇頁。 前掲、二五〇頁。

(12)

伊東五郎「住宅問題の展望

-不燃化、立体化の促進必要-

(『新日本経済』、

第一五卷三月号)二九頁。

前掲)一七五頁。

(13)

本城和彦「資材」(住宅問題研究会、

- (15)川島博「住宅問題とその解決 ──一つの基本的考察──」(『建設月報』、第四巻第一○号)一頁。
- (14)長沢、前掲、二五七~二五九頁。
- (16)(17)前掲、二頁。
- (18)町田保「首都建設の構想」(『国土開発』、第三巻第九号)四頁。 黒田俊雄「首都建設委員会の歩み」(『建設月報』、第五巻第八号)九頁。
- (19)(20)山東良文「大都市の抑制と地方開発──国土政策の基調として──」(『都市問題』、第四三巻第三号)一○七頁。
- 黒田俊雄「首都建設はどう進められているか」(『ダイヤモンド』、第四四巻第四七号)五五頁。
- 黒田 前掲「首都建設委員会の歩み」、八頁。
- 黒田俊雄 「首都建設の諸問題 -過大都市に於ける問題の所在 —」(『国土』、第二七号)一九頁。

(24)今野博「 衛星都市開発を中心とした宅地開発事業計画について」(『国土開発』、第四巻第七号)二七頁。

(25)前揭、二七頁。

(26)黒田俊雄「リージョンとしての首都圏の諸問題」(『都市問題』、 第四九巻第六号)四七頁。

(27)町田、前掲、五頁。

(28)

師岡健四郎「新年における住宅行政の抱負」(『建設時報』、第七巻第一号)一七頁。

(29)前掲、 前田光嘉「昭和二十八年度住宅関係予算について」(『住宅』、昭和二八年三月号)七頁。 一七頁。

(31)師岡、 前掲、一七頁。

(32)南部哲也「労働者住宅政策と給与住宅について」(『日労研資料』、第七巻第四三号)九頁。

(34) 野崎清敏「公庫住宅の土地取得難を打開

(35)

今野、

前掲、二七頁。

(33)今野、前掲、二七頁。 |土地の開発造成と高層住宅の促進――」 (『時の法令』、第一三四号)一二頁。

(36)鎌田隆男住宅局住宅建設課長 「財源と土地問題――昭和二八年度住宅予算を中心とした座談会-(当時)。

(37)町田、 前掲、一三頁。

(38)今野、 町田、 前掲、二七頁。 五頁。

前揭、

(40)(39)今野、 前掲、二七頁。

(41)前掲、 二七頁。

(42)前掲、 二八頁。

(43)黒田、 前掲「首都建設の諸問題 過大都市に於ける問題の所在――」、一九頁。

拙稿、 前掲「住宅政策の政治過程 応急簡易住宅から公営住宅法制定まで――」、一八一~一八九頁。

町田 前掲、 一三頁。

川島、 前掲、 一頁。

山崎広明「産業労務者住宅の必要性とその対策」(『建設月報』、第六巻第二号)二〇~二一頁。

—」(『住宅』、昭和二八年三月号) 一五~一六頁。発言者は

(71) (70) (69)(68)(67)(61)(60)(59)(58)(57) (56) (55) (54) (53) (52) (51)(50) (49) (48) (66)(64)(63)(62)渡辺、 前掲、 前掲、 前掲、 前掲、 後藤、 拙稿、 後藤、 川島、 鬼丸勝之「公営住宅法要説(一)」(『自治研究』、第二七巻第一〇号)六七~六八頁。 佐々波、前掲、二六二頁。 佐々波秀彦「戦後の住宅政策」(住宅問題研究会、 本城和彦「住宅問題の歴史的発展」(住宅問題研究会、前掲) 前揭、二頁。 鮎川幸雄「住宅と土地 鈴木敬一「住宅金融公庫における当面の問題」(『住宅』、昭和二九年三月号)九頁。 住宅金融公庫総務部編『住宅金融公庫一〇年史』(住宅金融公庫、一九六〇年)七四頁。 近江哲男・長素連「昭和二 本城、前掲、三二頁。 後藤典夫「住宅の供給と経営」(住宅問題研究会、 建設省住宅局編、前掲、二五頁。 梶山晃「生計費と住居費」(住宅問題研究会、 三一頁 前掲、五四六頁。 前掲、二三一頁 前揭、三頁。 前掲、一九四~一九五頁。 前掲「住宅政策の政治過程 九七頁。 九八頁。 九九頁。 九六~一九七頁。 ――家は建てたいが土地がない――」(『建設月報』、第七巻第二号) 一十七年の住宅問題回顧」(『住宅』、昭和二八年一・二月号)一五頁。 応急簡易住宅から公営住宅法制定まで――」、一七一~二〇二頁。 前掲) 前掲)一九二~一九四頁。 前掲)二六七頁 八四頁。

九~一〇頁。

野崎清敏 小西是夫「日本住宅公団の宅地開発計画」 「公庫住宅の土地取得難を打開 (『建設時報』、 土地の開発造成と高層住宅の促進-第八巻第三号)二三頁。 ―」(『時の法令』、 第一三四号)一六頁。

一頁。

前掲、一〇頁。

第三巻第一一号)二七頁。

前揭、

一五~一六頁。

一〇頁。

前揭、

四頁。

(94)(93)(92)(91) (90) (89)(88)(87) (86) (85)(84)(83)(82)(81)(80)(79)(75) (74) (73)

前掲、 川島 師岡、 前掲、 鮎川幸雄「産業労働者住宅資金の融通について」(『国土開発』、

前掲、 前掲 前掲、 四頁。 五頁。 四頁。 四頁。

佐々波、前掲、二六八頁。 本城、 前掲、二八頁。

前掲 昭和二七年一二月九日衆院建設委員会での前田光嘉住宅局住宅企画課長の発言。 鎌田隆男「廿九年度)公営住宅の予算について」(『住宅』、昭和二九年三月号)四頁。 六頁。

近江・長、前掲、一五頁。 前掲、「財源と土地問題 昭和二八年度住宅予算を中心とした座談会――」、九頁。

鎌田、 前田光嘉「昭和二十八年度住宅関係予算について」(『住宅』、昭和二八年三月号)四頁。 前掲、四頁。

畑市次郎「都市住宅難の現況」(『都市問題』、第四八巻第四号)二一~二二頁。 前掲、二三頁。

昭和二八年度住宅予算を中心とした座談会――」、一七頁。

-昭和二八年度住宅予算を中心とした座談会――」、

四頁。

前掲、 前掲、 財源と土地問題

前掲

「財源と土地問題

前掲、

一二頁。

鎌田 前掲、四頁。

一三頁。

— 58 —

住宅政策に関する旧建設省の行政官達の認識について

(108) (107) (106) (105) (104) (103) (102) (101) (106) (99) (98) 前掲、 前掲、 師岡、 師岡、 前掲、「住宅難は本当に〝緩和〟されつつあるのか」、七頁。 前掲、『公営公庫公団 住宅総攬』、一五二頁。 上野洋『日本の住宅政策』(彰国社、一九五八年)一六六頁。 「住宅難は本当に〝緩和〟されつつあるのか」(『住宅』、昭和三〇年一月号)一〇頁。 四頁。

昭和二九年一〇月四日付『毎日新聞』。 一七頁。 前掲、一六頁。 前掲、一五頁。 一二~一三頁。

昭和三〇年一月五日付 『毎日新聞 (都内中央版)』。